

復旧・復興建設共同企業体（復興ＪＶ）における配置技術者の取り扱いについて

平成２４年５月２４日

土木部事業管理課

東日本大震災からの一日も早い復旧・復興の実現を目指し、請負代金額２，５００万円（建築一式工事は５，０００万円）以上で専任が必要となる工事を対象として、現場間距離が５ｋｍ程度で兼務を可能とする緩和措置を実施しておりますが、復旧・復興建設共同企業体（復興ＪＶ）の取り扱いを以下のとおりとします。

１ 専任を求めない構成員の配置技術者の取り扱いについて

復旧・復興建設工事共同企業体（復興ＪＶ）において専任を求めない構成員の主任技術者については、他現場の主任技術者と兼務できるものとします。

２ 兼務対象とする工事

国、県、市町村等が発注する宮城県内の公共工事及び復旧・復興建設工事共同企業体（復興ＪＶ）により施工する工事。

３ 兼務できる工事の条件

①兼務する工事が通常工事の場合（特定ＪＶ，復興ＪＶを除く）

- ・兼務する工事の請負代金額が２，５００万円未満の主任技術者との兼務
- ・相互の間隔が５ｋｍ程度の工事の主任技術者との兼務

②兼務する工事が復興ＪＶによる工事の場合

- ・専任を求めない構成員の主任技術者との兼務

４ その他

その他の取り扱いについては、平成２４年３月２３日付け事管第４２６号の運用のとおりとします。

復興JV工事で2箇所を兼務する際の配置技術者の主な配置例 (建築一式工事を除く)

●復興JV工事で兼務する場合

復興JV現場(その1)				備考	
配置技術者	主任技術者(代表者)		監理技術者(構成員1)		
	専任・非専任		専任		
	請負額		1億～5億	兼務の条件	適用の範囲
復興JV現場(その2)	主任技術者 (構成員1)	非専任	主	専任を求めない構成員の主任技術者	白の範囲(工事箇所の兼務可能)
	監理技術者 (代表者)	専任	監	復興JV同士の現場に限る	グレーの範囲(工事箇所の兼務不可)

:主任技術者
 :監理技術者

主任技術者が兼務できる
工事の組合せ

●通常工事と兼務する場合

単位:百万円(税込)

復興JV現場(その1)				備考	
配置技術者	主任技術者(代表者)非専任		監理技術者(構成員1)専任		
	請負額		1億～5億	兼務の条件	適用の範囲
	下請総額		特に規定なし	適用の範囲	
通常現場(その2)	未達25	未達30	主 (専任なし)	宮城県内公共工事(25百万円以上の請負額)の主任技術者	白の範囲(工事箇所の兼務可能)
	以上	以上	主		
	未達80	以上	監	H24.4～現場相互間5km程度	グレーの範囲(工事箇所の兼務不可)
	以上		監		

※対象工事:国・県・市町村等が発注する宮城県内の公共工事

※通常工事:単体企業が施工する工事(特定JV、復興JVを除く)

※復興JV工事については予定価格が1億を超えるため現場代理人の兼務はできない

	:主任技術者		:監理技術者
--	--------	--	--------

関連規則等(緩和措置を適用しない場合)

※1 当初設計額(税込)が80百万円以上の場合、監理技術者を専任配置・・・条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準

※2 請負額(税込)25百万円以上の場合、主任技術者及び監理技術者は専任配置・・・建設業法

※3 下請総額(税込)30百万円以上の場合、監理技術者を配置・・・建設業法